

段階論での商人資本

——絶対王制はどこで論じられるべきか？——

山根 誠一郎

On the Character of Merchant Capital in the Stages Theory of
the Capitalist Development

—— Where Absolutism belongs? ——

Sei-ichiro YAMANE

降旗節雄 先生

ご無沙汰いたしました。

数年前、私の演習の学生から以下の質問を受けたことを思い出しています。

「降旗先生が、最近雑誌の論文で、重商主義段階ではブルジョア革命後の議会制重商主義だけが対象にされるべきだ、と言ってます。絶対王制下の大商人の独占的貿易活動は、本来の重商主義じゃないって。」

「ふ〜ん。どうしてかな。問屋制家内工業の商人資本は変わらないんでしょ。書かれていることの断片だけ見ないで、全体の文脈をちゃんと追いかけて読まないで、何を言っているのか間違えてしまうよ。」と、のみの対応で済ませてしまい、その後、雑用に追われ、自分で確かめておかなかったことを後悔しています。

降旗先生の御著書『生きているマルクス』（1993年、文眞堂）を拝見しました。月刊誌『状況と主体』（谷沢書房）に連載された論稿を一書にまとめられたものです。

通俗的に「マルクス主義」とされている諸々のものの中から、エンゲルス、レーニン、スターリンなどに由来するものを分離し、なおかつマルクス自身のことばではありながらも、論理的ないしは理論的に承伏しかねる論点をえぐり出し、マルクス自身の言葉でマルクスを批判させていく、先生の小気味の良い展開は、いつもながら、お見事と言う他はありません。昨今の、マルクス経済学者であった人々のマルクス離れへの疑問の進呈や、「マルクス葬送派」への反批判など、ポレミッシュな文章の冴えも「相変わらずの」と感心もいたしました。

が、今回の御著書を拝見して、注目させていただいたのは、国家論で新しい主張をされたことです。

榎本正敏・小松聰両先生との共著『現代資本主義論』（1983年、社会評論社）

で、第一次世界大戦後の資本主義が自動車に代表される耐久消費財量産型重化学工業という生産力を基礎に得て変質せざるをえなかったことを明らかにされています。ここで提示された現代資本主義論を極めて大雑把に要約すれば、次のように言えるでしょうか。

従来の生産手段生産型の重工業の時代には、基軸産業を担う金融資本は資本自身の運動を通して植民地などの周辺地域を開発しながら自力で資本蓄積を行う自律的な発展を示していたわけですが、この高価な耐久消費財の量産が産業構造の基軸になれば、「高所得の労働者大衆」という資本本来からは考えられない市場の形成なしには展開がありえないことになります。大戦間期の世界農業恐慌とあいまあった1930年代の構造的大量失業の発生は、新しい生産力を得た金融資本が自律的な発展能力を喪失したことを暴露したわけです。その後のアメリカのニューディール政策を最初の試みとして、第二次世界大戦後の冷戦構造の中で、国家の経済過程への介入は不可欠となり、完全雇用政策が経済政策の基本とされ、労働同権化の「福祉国家」体制が出来上がり、そのツケは南北問題に転化されたわけです。

資本主義論としては明確な議論でしたが、同時に、この現代資本主義を枠付けている現代国家については、「体制維持を果たすために」とは言え「支配的」であるはずの現代の金融資本に高質銀政策と重い租税負担を押し付ける、従来の国家観では理解し難い国家となってしまったわけです。

この「体制国家」とも称される、必ずしも納得的には性格付けられなかった現代国家に対して、今回の御著書は「宇野理論の意義と限界について」という共通のタイトルを持つ4つ章を通して「共同体国家」との規定を明確に与えられました。

しかも、議論の出発点はマルクスに求められています。

マルクスの『経済学批判要綱(草案) 1857-1858年』で提示された歴史観を「人類史を、共同体に始まって、共同体に終わる過程としてみている」

(p. 220) 共同体史観と整理され、いわゆるエンゲルスやレーニンの国家論を「唯物史観を直接前提とする国家論」であり、「マルクスの経済学」を前提とする国家論ではない (p. 206) と退けられました。

「共同体は生産力の発展とともに共同体の連合、超部族的統一支配をめざすことになり、こうして結集された共同体の共同体が国家である。したがって国家形成の動力は必ずしも階級関係にあるのではない。」(p. 243) とは、従来のエンゲルス著『家族、私有財産、国家の起源』に依拠したマルクス主義国家論にとっては衝撃的な打撃を与える議論でしょう。

「共同体の生産力の増大は当然、共同体と成員、共同体と共同体の関係を变えてゆく。その場合にも、種族の自然的素質、経済的条件、気候、土地の自然的性状や土地利用様式、敵対的・隣接的種族との関係、移動や歴史的條件等が規定要因である。共同体と共同体との結合、共同体のさらなる共同体としての組織化が、これらさまざまな共同体の規制因に制約されつつ、組織化された共同体＝国家の諸類型をつくりだしてゆく。それがアジア的国家であり、古典古代的ポリス国家であり、ゲルマン国家であった。それら国家の内部で、戦争や商品経済の影響によって階級分裂と階級支配が進行し、これら国家が徐々に階級支配の用具という性格をおびてくるのは当然であるが、この階級支配関係が経済関係によって一元化され、純粋化されるまでは、つまり資本主義社会の成立までは、国家もまた完全に階級支配の機構へと純化されることはなかった。しかも、資本主義社会の全面的発展、自由主義段階の資本主義の発展とともに、国家は夜警国家、安上りの政府へと変質し、階級支配は法治国における『法の支配』へと形式化されてしまうのである。国家概念の弁証法的構造とみるべきであろう。」(p. 243-4)

このように共同体史観から国家を捕らえ直されると、近代国家の原型を形成したものとして絶対王制がクローズアップされることになります。

「世界市場と世界商業を媒介する商人資本の活躍は、封建的支配機関の解体

と共同体的経済秩序の崩壊をみちびいた。経済過程は、崩れつつある共同体経済と拡大する市場経済の複合的かつ流動的編成となり、旧来の共同体の解体は、拡大する市場経済に適合的な再編共同体の形成を要請した。これに応じて成立した政体が絶対主義国家であった。」(p. 258)

「この国家権力は、経済的にも社会的にも旧来の共同体を解体し、それらを新しい広域経済圏へと再統合しつつ、集中した行政権力と強大な軍事力によって支配するのであるから、膨大な国家維持費を必要とした。」(p. 258)

「つまり封建社会の経済過程を規制した共同体が崩壊しつつあり、市場経済による経済過程の支配も全面化しない場合には、この社会は権力を集中して政治による経済過程に対する全面的組織化を実現しなければならない。したがって、ここでは『階級国家』にたして『共同体国家』の側面が強化されて、『一見すると諸党派および諸階級を超えた一の独立した存在をなす国家形態』が採用されることになる——これが絶対王制だ、というのである。」(p. 259)

こうして、過去でも現在でも、過渡期にこそ、共同体国家が活躍することが明快に説かれることになるわけです。

しかし、「資本による生産過程の支配（直接的であれ、間接的であれ）が進展し、ブルジョアジーの政治権力が確立した場合（つまりブルジョア革命以後）、はじめて重商主義政策は資本主義の政策となり、国家は『体制国家』から『資本国家』へと変質する。宇野・段階論における重商主義段階は、正確には、宇野のいわゆる後期重商主義に限定されるべきであり、資本主義国家の支配はブルジョア革命以後の重商主義国家から始まるとすべきであろう。絶対主義国家は、いうまでもなく封建社会の解体期の過渡的政治的形態である。」(pp. 260-1)との明快な断言に出会うと、逆にいくつかの疑問が生じてきます。冒頭に書きました学生の疑問と同じことになるのですが、もう少し行論を追いかけてみましょう。

「もともと宇野・重商主義段階がカバーするのは、15世紀の世界市場の発展

を出発点とし、15世紀末から16世紀初めにかけての第一次エンクロージャをとおして、17～18世紀におけるイギリス羊毛工業の発展に至るほぼ300年に及ぶ長い期間にわたっていた。したがって、この期間には、政治権力の主体も、経済政策の内容も一貫したものではなかった。」(p. 249)

「宇野の規定では、特許制度は個別資本と王権とが結びついた明確に前期を代表する政策であったが、航海条例は前期重商主義に属する政策として出発しつつ、徐々に国民的独占をめざす一般的政策へと変質した、とされる。そして貿易政策は、前期は、王室財政の統制手段を利用する貿易差額主義に依存していたのに対して、17世紀後半以後には、議会を通してあらわれる商工業者の利害によって推進される羊毛工業のための政策として、明確に二分されているのである。」(p. 249)

「しかし重商主義を資本主義の成立過程の一段階として、自由主義段階、帝国主義段階に対立せしめるのは、方法的にみて根本的難点があるといわなければならない。政策の目的も方向も全く異なり、かつその政策主体としての国家や政府の構造も性格も全く異なる二つの時期を、資本主義の成立期＝重商主義段階として一括することが誤りだった、といわねばならないだろう。」(p. 250)

「宇野が、この『方策を変化』させ、主体としての国家組織も異質である二つの時期を、重商主義段階として一括する理由は、この時代は商人資本が一貫して支配的だった、という理由による。」(p. 250)

「同じ商人資本といっても、たんに世界市場と世界商業をとおして流通過程を支配しているにすぎない15～16世紀の大商人資本と、直接・間接に羊毛工業の生産過程を支配しつつある17～18世紀の間屋制的商人資本とは、社会的再生産過程にたいする関係と位相を全く異にするのである。それゆえ、同じ商人資本の要求にもとづくといっても、絶対主義王制期の経済政策と、ブルジョア革命以後の経済政策とは、特許制と貿易制度（「特許制度と貿易政策」のこと？）

との対照に示されるように、直接的個別性対間接的一般性という正反対の性格をみせていたのである。」(p. 251)

「全く異なった政策主体と、全く異なった政策目標をもつ二種類の政策群を、『発生期の資本主義』の政策として一括するというこの混乱した方法の背後には、実は、国家と資本主義についての不明確なマルクス主義的理解があったのではないかと推測される。」(pp. 251-2)

実に明快に、宇野・重商主義段階論に一括されている前期と後期の重商主義を対比的に取り出し、前期の政策を「大商人資本」および絶対主義王制とともに、重商主義段階論から追放するよう説かれています。「宇野・段階論における重商主義段階は、正確には、宇野のいわゆる後期重商主義に限定されるべきであり、資本主義国家の支配はブルジョア革命以後の重商主義国家から始まるとすべきであろう。絶対主義国家は、いうまでもなく封建社会の解体期の過渡的政治的形態である。」(p. 261) と。

宇野弘蔵先生の『経済政策論』(改訂版, 1971年, 弘文堂)の重商主義段階論で説かれた3世紀にわたる期間の前半部分を削り落とすことによって、自由主義段階、帝国主義段階と比べた時に感じる重商主義段階論の異質な議論は確かに片付けられるように思います。

自由主義段階論では、産業革命を経過して綿工業にその具体的姿を確認できるイギリスの産業資本の産業資本が典型規定の素材になっており、マンチェスターの綿工場主の要求する自由貿易政策が世界市場を席卷するものとして、明かなイメージが与えられていました。

また、帝国主義段階論では、19世紀後半から台頭してきたドイツの石炭製鉄業の生産力に規定された世界市場の中で、株式会社組織を軸に形成される各国の金融資本が、ドイツでは独占的組織の展開として、イギリスでは海外投資に特化して、また独特の大衆収奪的な資本集中を見せたアメリカのトラスト運動として、「金融資本の諸相」を演じる姿が把まられていました。

しかしながら、「資本による生産課程の支配（直接的であれ、間接的であれ）が進展し、ブルジョアジーの政治権力が確立した場合（つまりブルジョア革命以後）、はじめて重商主義政策は資本主義の政策となり、国家は『体制国家』から『資本国家』へと変質する。」と明確に言い切れるものなのでしょうか。17世紀後半のクロムウェルに作表されるイギリス革命をブルジョア革命であると、いかに証明するか、多くの歴史家が苦労を重ねてきたことは改めて申し上げる必要もないことと思います。1688年のいわゆる名誉革命を遂行した議会でさえ、地主層に立脚した議会でありました。政治過程から言えば、到底「ブルジョアジーの政治権力が確立した」とは言えないでしょう。もちろん、議会構成員の大半の出自が資本家でなければ「ブルジョアジーの政治権力」とは言えないと主張するつもりはありません。「地主議員が資本家の利益が実現するのを通して、自己の階層の利益をも併せて実現するのであれば、それはすでに十分ブルジョア的な政権である。」と、抗弁することも不可能ではないとも思いますから。

そこで行われていた重要な経済政策の一つとして、宇野『経済政策論』では穀物条例が取り上げられています。「以上述べてきた重商主義政策とはややその性質を異にするのであるが、しかしまた重商主義の経済政策の一面を示すものとして見逃すことのできないものとして」（p. 67）論じられています。詳論する必要もないことですが、1670年代を転換点として輸出奨励方策が採用され、「政府の費用をもって土地所有者の利益を保障したことは事実」でした。歴史的には「議会エンクロージャ」とも呼ばれた輪作システムの採用による穀物増産を促進した農耕地拡大のための第二次エンクロージャは、19世紀にまで及んでいます。非合法なものとして進行した牧場化のための第一次エンクロージャとは対照的に議会法の支援の下に展開したことも、よく知られている事実

です。

この穀物条例に示される「資本家的利益の地主的利益に対する妥協的譲歩」が、なぜ行われなければならなかったのか。宇野『経済政策論』の答える通り、「商人資本自身が自らの政治勢力を確立することができないものであった」からと理解できないものなのでしょうか。「国王の財政的利害にたよる」16～17世紀の大貿易商人と同じように、生産過程への支配が間接的でしかなかった問屋制家内工業の毛織物業者も、「土地貴族に譲歩」しない限りは「18世紀を通して牧畜業者の利益を代表する反対論」を押し切って「原料品たる羊毛の輸出禁止」という貿易政策を実現出来なかったと言うべきなのではないでしょうか。

さらには、「ブルジョア革命以後」の政治権力の下で、毛織物業者の脅威の的であった重要な東方物産のキャリコの輸入阻止・使用禁止が実行力を持たなかったことも、彼らの政治力の限界を示すものと言って良いのではないのでしょうか。この事実は、同時に、「前期重商主義政策」の恩恵を受けた大貿易商人が17～18世紀にその勢力を弱めたわけではないことをも意味しています。東インド会社が、その利益の大半の源泉を英印貿易以外にインド現地での土地支配にも見出すのは、1765年のバクサールの戦い以後、インド各地のデワニー（徴税・行政権）を手にしてからのことでした。「イギリス東インド会社の巨大な資源は会社のものとなった。インドのインド商品を輸入するために、イギリスから貨幣を運んでくる必要はもはやなかった。これらの商品はイギリスのインド征服からつくりだされた貨幣で購入され、イギリスとヨーロッパで売却されたのである。会社の社員はひとかど以上の財産を築いた。」（アルジュン・デーウ著、中村平治他訳『インドーその人々の歴史』（帝国書院、1981年）pp. 222-3）

確かに「15～16世紀の大商人資本と」「17～18世紀の間屋制的商人資本とは、社会的再生産過程にたいする関係と位相を全く異にする」と言えるのですが、だからといって、生産過程を間接的に支配した問屋制商人の利潤の源泉が流通過程から生産過程に移ったと言えるほどには、「問屋制家内工業の労働生産性が高いものであったわけでもないでしょう。前期の政策も後期の政策も、同じ重商主義の政策として「いわゆる資本の原始的蓄積を」「促進する手段として役だった」のです。この字野『経済政策論』に示された「いわゆる資本の原始的蓄積」の理解には、単に「一方での貨幣的富の集積と他方での労働力商品の創出」だけには終わらないものがあるように思います。商人資本の活動により国内の農業と工業の商品経済的な分離が商品経済自身の拡大として進行することを重視していたのではないのでしょうか。その意味では、形式的にのみ商人資本として両者が共通であっただけではなく、それぞれのもたらした歴史的な役割としても共通であったことは見落とせないように思います。いずれにしろ、資本主義が一社会の経済システムとして確立を見るのは、産業革命を経て、機械制大工場制度の生産力に基礎を置く産業資本の成立を待ってのことではあらずです。いわゆる「国民の代表である議会」が国王に対抗ないしは凌駕する政治権力を得たからと言って、それを直ちにブルジョア政権とは呼べないように思います。

また、段階論全体の方法として考える時、「発生期」「成長期」「爛熟期」とその発達段階を異にする資本主義が対象となるのですから、単純な論理的一貫性を強調しすぎるのは、プロメテウスの寝台になりかねない危険もないわけではないのでしょうか。もし、段階論の対象が、「資本国家」だけであり、「体制国家」ないしは「共同体国家」は扱わないと言われるとすれば、検討を必要とする範囲は、経済政策や重商主義だけでは済まなくなるようにも思います。しかし、そもそも過渡期は「どこから移って来たのか？」という問よりも「どこへ

移っていくのか？」というそれ自身としては確実に答え難い問が重要な意味を持つ時代でもあります。過渡期の基本的な性格の規定は、移って行った場所の解明を経てこそ精確に行われる得るものなのではないでしょうか。前期重商主義の時代でもある絶対王制を「いうまでもなく封建社会の解体期の過渡的政治形態である」とすることで、過去の暗闇に押し込むのであれば、その歴史的な意味を誤解することにもなりかねないでしょう。同じ絶対王制を古い「封建社会の解体期」と見るか、近代国家の初期形態とみるか。この問題が、同時に過渡期にある現代資本主義・現代国家の逝く末を見極め難しくなっている現在の思想状況のためでなければ幸いです。

理解不足のままの拙文中、失礼がありましたらお赦しのほど、お願いいたします。